

選択的夫婦別氏制度創設を求める意見書

夫婦が必ず同じ氏を名乗ることとしている夫婦同氏制度の下では、婚姻による改姓に伴い、本人の同一性が確認できなくなり、職業生活などにおいて不利益を被るといった事態が生じている。

このような状況下において、2015年12月、最高裁判所大法廷は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定める民法第750条の規定が憲法に違反するかどうか争われた訴訟において、合憲とする判断を示し、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならないというべきである。」とした。

また、判決の中で、夫婦同氏制の下においては、婚姻によって氏を改める者にとって、アイデンティティの喪失感を抱くなどの不利益を受ける場合があることは否定できないとした一方で、その不利益は、通称使用（婚姻前の氏を通称として使用）が広まることで一定程度緩和され得るとしたが、通称使用の機会拡大や利用者の増大は、夫婦同氏制度に起因する様々な問題の根本的な解決につながらない。

よって、国会及び政府においては、国民の価値観の多様化や世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制度の創設のための法整備を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成31年（2019年）3月6日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員
及び札幌党中山真一議員